

各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱

(平成27年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市において発注する建設工事に係る入札を執行するに当たり、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査制度 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者について、契約の内容に適合した履行がされるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する制度をいう。
- (2) 最低制限価格制度 令第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けて、最低制限価格未満の価格をもって入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、総合評価競争入札（各務原市建設工事総合評価競争入札試行要領（平成19年9月28日決裁）第1条に規定する総合評価競争入札をいう。）又は予定価格が5,000万円以上の入札に付する建設工事とする。

2 最低制限価格制度の対象は、予定価格が500万円以上5,000万円未満の入札に付する建設工事とする。

(調査基準価格及び失格判断基準並びに最低制限価格の基準)

第4条 低入札価格調査を行うかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）及び調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準（以下「失格判断基準」という。）並びに最低制限価格の基準は、市長が別に定めるものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 市長は、調査基準価格及び失格判断基準又は最低制限価格を定めたときは、各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）第10条に規定する予定価格を記載した書面に、当該調査基準価格及び失格判断基準又は最低制限価格を記載するものとする。

（周知）

第6条 市長は、低入札価格調査制度及び失格判断基準又は最低制限価格制度の対象となる契約については、公告又は入札の通知書により適用の有無を予め周知しておくものとする。

（入札の保留等）

第7条 契約担当者は、調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準を上回る入札が行われた場合は、入札参加者に対して保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 契約担当者は、失格判断基準を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とするものとする。

（低入札価格調査の実施）

第8条 前条第1項の場合において、契約担当者並びに当該事業担当課及び設計担当課の職員（以下「契約担当者等」という。）は、調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準を上回る入札をした者のうち、最低の価格を入札をした者（総合評価競争入札の場合にあっては、評価値が最も高い者）から事情聴取を行うとともに、関係機関への照会をする等の調査を行うものとする。

（審査）

第9条 前条の規定による調査が行われた場合は、低入札価格調査委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の組織及び会議等については、各務原市指名業者審査委員会規程（昭和62年訓令第2号）第3条から第7条までの規定を準用する。

3 委員会は、前条の規定する調査の結果に基づき、契約の内容に適合した履行が可能かどうかについて審査するものとする。

4 委員会の委員長は、前項の規定による審査の結果を速やかに市長に報告するものとする。

（落札者の決定の方法等）

第10条 市長は、前条第4項の規定による報告に基づき、契約の内容に適合した履

行がされると認めるときは、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 市長は、前条第4項の規定による報告に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（次項において「次順位者」という。）を落札者とする。

3 次順位者の入札が調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準を上回るときは、低入札価格調査を実施する。この場合においては、前3条及び前2項の規定を準用する。

4 市長は、落札者を決定したときは、直ちに入札参加者全員に落札者の決定の通知をするものとする。

（低価格落札者に係る措置）

第11条 第3条第1項に規定する低入札価格調査制度の対象に係る入札について調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準を上回る価格で落札をした者（当該落札をした者が共同企業体（各務原市建設工事共同企業体取扱要綱（平成16年11月1日決裁）第2条に規定する共同企業体をいう。）の場合にあつては、代表構成員。次項において「低価格落札者」という。）は、当該建設工事を施工するに当たり、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。）とは別に、同じ資格を持つ者（一般競争入札にあつては、入札参加資格を満たす者で同じ資格を持つもの）1人を当該工事の期間（工場製作の過程を含む工事にあつては、当該工場製作の期間を含む。）中、専任で配置しなければならない。

2 低価格落札者は、当該建設工事が完成したときは、下請負人に支払う経費の支払状況を証する書類を、当該建設工事に係る監督員（各務原市契約規則第36条に規定する監督員をいう。）に提出するものとする。

（虚偽説明等への対応）

第12条 市長は、落札者が低入札価格調査の実施に当たり、虚偽の説明又は資料の提出を行ったことが明らかになったときは、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に規定する資格停止を行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 各務原市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年6月28日決裁）は、廃止す

る。

附 則（平成29年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札に係る建設工事について適用し、同日前に行った入札に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札から適用する。

附 則（平成31年1月15日決裁）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札から適用する。

附 則（令和4年3月28日決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札から適用する。